# 四国中央市入札契約事務に係る不当要求行為等対応要綱 実施マニュアル

令和4年7月 四国中央市総務部契約検査課

## 1. 目的

(要綱 第1条関係)

四国中央市では、市が発注する建設工事等における入札契約事務に関して職員が不当な情報提供要求及び不当な働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務執行を確保することを図り、もって入札契約事務の公正性及び透明性の向上に資することを目的とする「四国中央市入札契約事務に係る不当要求行為等対応要綱」(令和4年四国中央市訓令第20号、以下「要綱」という。)を制定し、要綱の実施について助けとなるようマニュアルを作成しました。

## 2. 入札契約事務とは

(要綱 第2条第2号関係)

入札契約事務とは、発注担当課、設計担当課等の所管を問わず、市が発注する建設工事、製造の請負、物品の購入及び業務委託における設計書及び仕様書の作成、予定価格の作成、入札(競争見積を含む。)及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定その他入札及び契約に関連する事務全般をいいます。

また、入札だけでなく、随意契約での見積りを含み、 契約書の作成の有無を問いません。

なお、要綱で報告・公開等を規定しているのは入札契約業務に係るものであり、その他 の一般的な業務に対する要望や提案、苦情等は含まれません。

#### 3. 不当な情報提供要求とは

(要綱 第2条第3号関係)

#### (1) 不当要求行為等の相手方となる事業者等とは

不当要求行為等の相手方となる事業者等とは、不当要求行為を受けた職員以外のすべての者(法人、共同企業体、事業を行う個人、業界団体、公職にある議員等)に及びます。

#### (2) 秘密の保持とは

職員は、非公表又は公表前における予定価格等その他入札契約事務に関する秘密を保持しなければなりません。また、職員は、自ら担当する入札契約事務の秘密を業務上知り得る立場にある者以外に教示又は示唆をしてはなりません。

※ 公表されていない入札契約業務に係る情報を絶対に漏らしてはいけません。また、契約 締結後に公表される情報であっても、公表されていない段階では漏らしてはなりません。 入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号 発注に係る秘密情報の漏えいに該当 します。

#### 公表項目等一覧

ARALO R						
公表項目	公表時期	公表の方法				
入札日 参加資格又は指名理由 予定価格 <u>(物品購入等を除く)</u>	入札(見積)執行前	入札公告、入札案内 指名通知、見積依頼				
入札参加業者数 入札参加業者名 入札金額 落札者名 落札金額(契約金額) 最低制限価格(調查基準価格) 設計金額 予定価格 <u>(物品購入等)</u>	入札(見積)執行後	入札(見積)執行表				

## 4. 不当要求行為等とは

(要綱 第2条第5号関係)

不当要求行為等とは、個別の契約に係る入札契約事務に関するものであって、入札契約事務の公正な職務の執行を損なうおそれのあるものをいいます。対面で行われる場合はもちろんのこと、電話、郵送、メール、ファックス等の方法で行われた場合も対象となります。

職員に対して行われる不当要求行為等については、次のような行為が想定されます。 次の例は、あくまでも一例にすぎません。不当要求行為等に該当するかどうか疑義の あるときは、個人で判断せず、上司や契約担当課に相談してください。

## (1) 特定の者の入札への参加又は不参加に関する要求行為

- ア 特定の者が入札に参加できるよう又はできないよう、分割発注の実施や発注方 法の変更、発注基準の変更等を行うよう要求する行為
- イ 特定の者が入札に参加できるよう又はできないよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為

#### (2) 特定の者の受注又は非受注に関する要求行為

- ア 特定の者と随意契約できるよう又はできないよう、分割発注や発注方法の変更 等を行うよう要求する行為
- イ 特定の者に受注させる又は受注させない目的をもって、仕様書等の作成又は変 更を行うよう要求する行為
- ウ 特定の者と契約するよう職員に対して要求する行為

- (3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法又は入札参加条件の設定に関する要求 行為
  - ア 特定の者が有利になるよう又は不利になるよう、分割発注の実施や発注方法 の変更、発注基準の変更等を行うよう要求する行為
  - イ 特定の者が有利になるよう又は不利になるよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為
  - ウ 特定の者に有利となるよう又は不利になるよう、仕様書等の作成又は変更を 行うよう要求する行為
- (4) 非公表又は公表前における予定価格、設計金額、積算基準、低入札価格調査制度 の調査基準価格及び失格判断基準価格、最低制限価格、総合評価における加算点 (これらを推測できる金額及び数値等を含む。)等に関する情報漏えい要求行為
  - ア 非公表又は公表前の予定価格、設計金額等を推測できる金額を示唆する又は、 ほのめかすよう要求する行為
  - イ 公表されていない工事価格の内訳金額を教示するよう要求する行為

## 【注意】対応してはいけない例

- ・「予定価格はどれくらいですか。」
- ・「直接工事費はどれくらいですか?」
- ・「直接工事費の価格は○○円より高い(低い)ですか?」
- ・「○○の単価は、見積り?○○本?」
- (5) 公表前に入札参加予定者の情報に関する情報漏えい要求行為
  - ア 入札参加者名を教示するよう要求する行為
  - イ 特定の者が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為
  - ウ 入札参加者に関する情報を教示するよう要求する行為
  - エ 入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について、教示するよう要求 する行為

#### 【注意】対応してはいけない例

- ・「他の入札参加業者(見積依頼業者)を教えてください。」
- ・「参加しているのは全部で何社ですか?」
- ·「○○社が入ってますか?」

- (6) 上記のほか、当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為
  - ア 秘密とされている情報や資料を、特定の者に対して漏えいするよう要求する 行為
  - イ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、正式な手続きによらず、 提出前に意見、確認又は受領等を要求する行為
  - ウ 下請業者の選定に関して、元請業者に対する不正な働きかけを要求する行為
- エ 特定の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

## ●不当要求行為等に該当しないもの

次のような行為は、不当要求行為等の対象になりません。

(1) 陳情書、要望書等の書面によるもので特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの

個別具体の案件に関するものではない、公共工事等の発注全般又は全体の方針 等に対する陳情、政策提言、意見等は、書面によるものではなくても該当しません。

- (2) 不特定の者が傍聴できる公開の場(市議会、審議会、公聴会等)で行われたもの 不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたものは、不当要求行為等の対象にな りません。しかし、秘密事項を公表前に公にすることは、競争性を失わせる等の要 因になりますので、慎重に対応する必要があります。
- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの

事業者自らが指名の依頼を行う営業行為は、発注方法の変更等の要求を伴わない 限り通常の営業活動の範囲であり、不当要求行為等の対象とはなりません。

#### 【注意】営業活動に対する不適切な対応例

ある入札の落札業者 A 社との挨拶の中で、同社から、「発注予定の△物件の入札も頑張りますので、また指名お願いします」との発言があったところ、「そうですね、こちらとしても御社の仕事は丁寧ですし、安心してお任せできますからね」と応じた。

受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示することは、入札談合等関与行為の1つである「受注者に関する意向の表明」に該当します。本例の場合、発注者側に△物件を受注させる意図がなかったとしても、A 社からは意向の表明を受けたと取られるおそれがありますので、適切な対応とはいえません。なお、信用確実な業者に発注し、品質を確保するといった目的があったとしても、入札談合等関与行為が正当化されるものではありません。

## (4) 単に事実や手続きの確認であることが明らかなもの

単なる事実又は手続きの確認であることが明らかなものについては、公正な職務の執行を損なうおそれがないため、不正な働きかけには該当しません。

例えば、入札参加業者から「他の入札参加業者は教えてもらえるのですか?」と聞かれた場合は、単に事実の確認であるので、不当要求行為等の対象となりません。 しかし、「他の入札参加業者を教えて欲しい。」と言われた場合は、不当要求行為等の対象となります。

## 【注意】単に事実の確認である例

- ・「予定価格は教えてもらえるのですか?」
- 「入札参加業者は教えてもらえるのですか?」

# (5) 行った行為が不当要求行為等に該当すると指摘を受けて事業者等が自ら直ちに その行為を取り消したもの

職員が事業者等に対して不当要求行為等に該当することを伝えたことにより、 事業者等が不当要求行為等に該当することに気づいて了解し、発言等を取り消し た場合は、不当要求行為等の対象となりません。

## 5. 不当要求行為等又はその疑いのある行為を受けた場合の対応

(要綱 第3条関係)

#### (1) 事業者等への対応

職員は、事業者等から不当要求行為又はその疑いのある行為(以下「不当要求行為等」という。)を受けたときは、事業者等に対して、応じられない旨を伝えるなど毅然とした対応を取らなければなりません。

不当要求行為等を受けた職員は、事業者等に「これは、入札契約業務に係る不当要求行為等に該当するおそれがあるので、記録を取り、場合によっては、警察や公正取引委員会への通報、市ホームページでの公表の対象となります。」という旨を伝えるようにしてください。

ただし、不当要求行為等が行われた状況や方法によっては、事業者等に伝えることが不可能な場合もあり、例えば、不当要求行為等について一方的に要求しただけで、職員の説明も聞かずに立ち去る場合等は、伝えることができないと考えられ、必ずしも伝えることを義務付けているものではありません。

#### 【注意】電話による不当要求行為等への対応

電話による不当要求行為等では、他の者を騙って不当要求行為等をしていることも考えられるため、折り返しこちらから電話をかけ直す等、本人確認は慎重に行ってください。

### 【注意】 不当要求行為等への組織としての対応

不当要求行為等に対しては、組織として受け止め、組織として対応する必要があります。 不当要求行為等への窓口対応は、単独では行わず、複数人で行うよう努めてください。

#### (2) 所属長への報告

職員は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに所属長に報告してください。

#### (3) 報告書の作成

不当要求行為等を受けた職員は、「入札契約事務に係る不当要求行為等に関する報告書」(様式第1号、以下「報告書」という。)を作成し、所属長の決裁後、契約担当課へ提出してください。

報告書を契約担当課へ提出した以降の当該事業者等への対応は、契約担当課が引き継ぎます。当該事業者等から再度不当要求行為等があった場合は、契約担当課が対応します。

#### 【注意】事業者等が発言等を取り消した場合

職員が事業者等に対して不当要求行為等に該当することを伝えたことにより、事業者等が不当要求行為に該当することに気づいて了解し、発言等を取り消した場合は、不当要求 行為等の報告対象とはなりません。

#### (4) 四国中央市公正入札調査委員会への報告

報告書により報告を受けた不当要求行為等は、契約担当課から四国中央市公正入札調査委員会に報告します。

#### (5) 不当要求行為等を行った事業者等に対する措置

四国中央市公正入札調査委員会は、不当要求行為等を行った事業者等に対して、必要に応じ、次の措置をとるものとします。

- (1) 不当要求行為等を行った事業者等に対する事情聴取を行い、事情聴取書(別紙①)を作成する。
- (2) 不当要求行為等を行った事業者等に対し、警告書(別紙②)により警告する。
- (3) 前号の規定による警告にもかかわらず、再度不当要求行為等を行った事業者等について、入札契約事務に係る不当要求行為等一覧表(別紙③)を作成し、四国中央市公式ホームページに公表するとともに、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為に該当するおそれがあるとき(随意契約を含む。)は、入札契約事務に係る不当要求行為等通報書(第5号)により公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署長に

通報する。

- (4) 第2号の規定による警告にもかかわらず、再度不当要求行為等を行った事業者等について、不当要求行為等の内容が四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 16 年四国中央市告示第 35 号)に規定する入札参加資格停止の措置要件に該当するときは、四国中央市競争参加資格審査会に諮問その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 上記に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるもの

## 6. 四国中央市不当要求行為等防止対策要綱との関連

次のような行為を受けた場合は、四国中央市不当要求行為等防止対策要綱(平成 16 年告示第 250 号)に該当しますので、その場合は、四国中央市不当要求行為等防止対策 要綱により対応してください。

- (1) 暴力、脅迫等により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく職員に面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により職員に不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示す等社会常識を逸脱した手段により、物品の購入要求、金品及び権利を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全又は庁舎等における秩序の維持並び に市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

## 7. 公職にある者から受けた提言、要望等に対する事務取扱要領等との関連

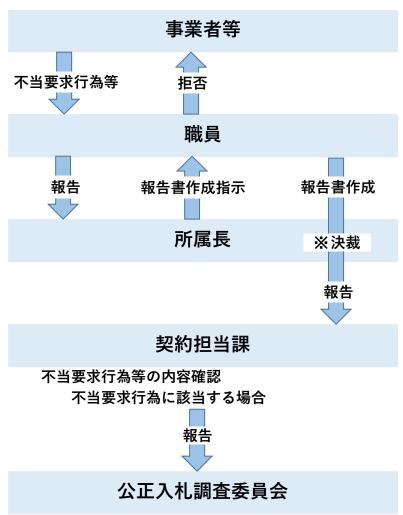
公職にある者から受けた提言、要望等については、判断に迷う場合があると考えられます。その場合は、公職にある者から受けた提言、要望等に対する事務取扱要領(平成18年告示第111号)、四国中央市議会議員政治倫理条例(平成22年条例第34号)等を確認し、適正に対応してください。

#### 【参考】

- ◆公職にある者から受けた提言、要望等に対する事務取扱要領 ※抜粋
  - 第1条 この告示は、職員が公職にある者から行政に関する提言、要望等を受けた場合 の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
  - 第2条 この告示において「職員」とは、四国中央市職員定数条例(平成 16 年四国中央市条例第 21 号)第1条に規定する一般職の職員をいう。
  - 2 この告示において「公職にある者」とは、国会議員、県議会議員及び市議会議員並びにこれらの公設及び私設秘書をいう。

- 第3条 公職にある者から提言、要望等(以下「要望等」という。)を受けた場合において、 当該要望等を受けた職員は、公職にある者から受けた提言、要望等に関する報告書 (別記様式)を作成し、四国中央市職務権限規程(平成 16 年四国中央市訓令第2号) により決裁を受けるものとする。
- ◆四国中央市議会議員政治倫理条例 ※抜粋
  - 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
    - (1)~(2) 省略
    - (3) 市及び市が関係する団体(以下「市等」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
    - (4)~(10) 省略
  - 第4条 議員、議員の配偶者又は同居の親族(以下「議員等」という。)及び議員等が経営する企業等(議員等が実質的に経営に携わる場合を含む。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市等が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約の入札に参加することができない。また、これらの契約を随意契約によることもできない。

## 8. 不当要求行為等対応フロー図



- ①事業者等への事情聴取
- ②事業者等への警告書の発出
- ③市HPでの公表
- ④公正取引委員会、警察署への通報
- ⑤市競争参加資格審査会 (入札参加資格停止)
- ⑥その他必要な措置

事情聴取書				
被聴取者	<ul><li>(1) 会社名等</li><li>(2) 役職及び氏名</li><li>(3) 住所等</li><li>(4) 電話番号</li></ul>			
聴 取 者	(1) 所属 部 課 (2) 氏名			
日時				
場				
対象となる 不当要求行為等				
聴 取 内 容				

 第
 号

 年
 月

 日

様

四国中央市公正入札調査委員会 委員長

## 警告 書

年 月 日に行われた下記行為は、本市職員に対する入札契約事務に係る不当要求行為に該当しますので応じることはできません。今後同様の行為を行わないよう警告します。

なお、今後同様の行為があった場合、本市ホームページにて内容の公表を行うとともに、 捜査機関等に通報する可能性があります。

また、本市入札参加有資格者である場合は、入札参加資格停止の措置を受ける可能性があります。

記

不当要求行為の内容

# 入札契約事務に係る不当要求行為等一覧表

年 月 日公表

				<u> </u>
番号	不当要求行為を受けた日	担当部課	不当要求行為の内容	相手方

 第
 号

 年
 月

 日

公正取引委員会 近畿中国四国事務所四国支所長 愛媛県四国中央警察署長 様

四国中央市公正入札調查委員会 委員長

入札契約事務に係る不当要求行為について

四国中央市所管の入札契約事務に係る不当要求行為に関連する次の資料を別添のとおり 送付します。

記

- 1 入札契約事務に係る不当要求行為等報告書の写し
- 2 事情聴取書の写し
- 3 警告書の写し